

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2016/1/25号 (No.222)

=====

【知的財産権部からのお知らせ】

●知財関連無料法律相談のご案内

ジェトロ北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地でのR&D活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利(発明、実用新案、意匠)の個別事案、技術取引における法務/金融/契約等に関する無料相談サービスを実施しています。本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京天達共和法律事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail でお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談者情報(勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail)
- ・相談希望日時
- ・相談内容(相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください)
※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

<申込先>

ジェトロ北京事務所知的財産権部

E-Mail: PCB-IP@jetro.go.jp

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 「知的財産権濫用に関する独占禁止指南」意見募集稿を公表(中国政府網 2016年1月3日)
2. 工商総局、「深刻違法信用喪失企業リスト管理暫定弁法」を發布(中国政府網 2015年12月30日)

○ 中央政府の動き

1. 商務部、企業知的財産権海外権利保護支援センターを設立(中国打撃侵權工作網 2016年1月6日)
2. 商務部、全国知的財産権侵害模倣物品データバンクを構築(商務部公式サイト 2015年12月31日)
3. 国家林業局、「知的財産権専門資金管理弁法」を發表(国家知識産権網 2015年12月30日)
4. 工商総局劉俊臣副局長、国際商標協会 CEO 一行らと会談(工商総局公式サイト 2016年1月14日)
5. SIPO 何志敏副局長とノキア・テクノロジー社長が北京で会談(国家知識産権網 2016年1月13日)
6. 国家工商総局、電子商取引サイト監視システムを構築、百度と提携(工商総局公式サイト 2016年1月13日)
7. 国家知識産権局、知的財産権の故意侵害を信用情報に記録(中国知識産権資訊網 2016年1月11日)
8. 工商総局劉俊臣副局長、イスラエル経済省事務次官ら一行と会談(工商総局公式サイト 2016年1月7日)

○ 地方政府の動き

1. 四川省、知的財産権運営基金を設立、総規模 7 億元(中国知識産権资讯网 2016 年 1 月 6 日)
2. 東北地区初の国家知的財産権戦略実施研究基地、遼寧省に設立(国家知識産権網 2016 年 1 月 6 日)
3. 天津、国家自主的イノベーションモデルエリアの知的財産権活動を推進(国家知識産権戦略網 2016 年 1 月 5 日)
4. 寧夏で知的財産権部門合同会議制度を確立(国家知識産権戦略網 2016 年 1 月 5 日)
5. 北京知識産権局と財政局、重点産業知的財産権運営基金を設立(中国知識産権资讯网 2016 年 1 月 4 日)
6. 湖北省知識産権局と省科技情報研究院、知的財産権活動で協力強化(国家知識産権網 2016 年 1 月 13 日)
7. 北京・天津・河北、技術移転協同イノベーション連盟を設立(中国知識産権资讯网 2016 年 1 月 12 日)
8. 広西知識産権局、新製品新技術交易会で法執行活動を実施(国家知識産権網 2016 年 1 月 12 日)
9. 江蘇省、「商標ブランド発展指数」を発表、蘇州市がトップ(中国知識産権资讯网 2016 年 1 月 12 日)
10. 貴州、専利保護を強化、昨年は 1346 件を摘発(国家知識産権網 2016 年 1 月 8 日)

○ 司法関連の動き

1. 江西、省内初の知的財産権仲裁機構の設立を認可(江西省政府公式サイト 2016 年 1 月 7 日)
2. 最高検、知的財産権保護のさらなる重視を強調(中国知識産権资讯网 2016 年 1 月 4 日)
3. 大連市法院、昨年に模倣品・知的財産権侵害事件 116 件を受理(中国打撃侵權工作網 2016 年 1 月 12 日)
4. 最高人民法院、安徽省による知的財産権・渉外商事事件集中管轄改革を認可(国家知識産権戦略網 2016 年 1 月 12 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 雲南省、信用制約の連動に関する新しいメカニズム構築を推進(工商総局公式サイト 2016 年 1 月 5 日)
2. 「劍網 2015」特別行動で 113 サイトを閉鎖、ネット環境が一層改善(中国知識産権资讯网 2015 年 12 月 31 日)
3. 中国商業連合会: インターネットが権利侵害の深刻な分野(工商総局公式サイト 2016 年 1 月 11 日)

○ 統計関連

1. 著作権産業の国民経済貢献率が 7.27% = 新聞出版研究院報告書(中国知識産権资讯网 2016 年 1 月 6 日)
2. 昨年の研究開発費が 1 兆 4300 億元、5 年間で倍増(中国政府網 2016 年 1 月 12 日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 「知的財産権濫用に関する独占禁止指南」意見募集稿を公表★★★

12 月 31 日、國務院反独占委員会の活動計画に基づいて国家發展改革委員会が起草した「知的財産権濫用に関する独占禁止指南」意見募集稿が公表された。「反独占法」の立法方針に照らして、知的財産権濫用の反独占規制の指導的規則の策定に着手し、反独占に関する法執行の透明度向上、経営者による知的財産権の適切な使用などを目指して国家發展改革委員会が起草作業を進めてきた。

意見募集の期間は 2016 年 1 月 1 日から 2016 年 1 月 20 日まで。意見募集稿に関する意見やアドバイスは、国家發展改革委員会の公式サイト(<http://www.ndrc.gov.cn>)にアクセスしオンラインで提出することができるほか、郵送(北京市西城区月壇南街 38 号国家發展改革委員会価監局、〒100824)、電子メール(wudm@ndrc.gov.cn)を通じて提出することもできる。

(出典: 中国政府網 2015 年 12 月 31 日)

★★★2. 工商総局、「深刻違法信用喪失企業リスト管理暫定弁法」を發布★★★

12月30日、国家工商行政管理総局張茅局長が第83号総局令に署名し、工商総局局務会議で採択された「深刻違法信用喪失企業リスト管理暫定弁法」を發布した。2016年4月1日より施行される。

「企業情報公示暫定条例」と国务院の関連要求に基づき、深刻な法律違反、信用喪失がある企業に対する管理を強化するために、国家工商総局が同「弁法」を作成した。社会や国の関連部門の意見を募集した後、12月28日に行われた局務会議で審議し、採択した。

「暫定弁法」は21条からなり、立法趣旨や信用喪失企業リスト管理の意義、管轄、手続き、懲戒施策、意義、救済などの内容が盛り込まれている。

(出典: 中国政府網 2015年12月31日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 商務部、企業知的財産権海外権利保護支援センターを設立★★★

中国商務部はこのほど、企業知的財産権海外権利保護支援センターを設立した。海外での知的財産権に関する紛争、摩擦を避けるよう、海外進出企業のために知的財産権のサービス、支援を提供する。

商務部条約法律司の関係者によると、企業知的財産権海外権利保護支援センターは、▽海外の知的財産権に関する早期警戒情報の配信、▽海外権利保護専門家バンク、法律資料データバンクの整備、▽主要業界の知的財産権の競争状況、ポートフォリオに関する調査の実施、▽外国に関わる重大な知的財産権紛争の協調対策メカニズムの整備——などの業務を展開する外、政府間の知的財産権交流メカニズムを通じて知的財産権重大事件の解決を働きかけ、海外で開催される展示会での知的財産権保護サービスを提供し、研修やシンポジウム、PRイベントなどを通じて企業の海外における知的財産権保護意識を促すことに取り組む。

(出典: 中国打撃侵権工作網 2016年1月6日)

★★★2. 商務部、全国知的財産権侵害模倣物品データバンクを構築★★★

2015年、商務部と関連部門は、経済発展の新常態(ニューノーマル)に適応し、商業関連分野の改革活動の全面的な深化を含めた国内貿易流通体制の改革で積極的な進捗を遂げた。

この中で、知的財産権侵害・模倣品摘発に関する制度、メカニズムの整備を強化するために、商務部は「2015年全国知的財産権侵害模倣品摘発活動要点」を作成し、行政法執行と刑事司法との突合せに関する「中央情報共有プラットフォーム」と26の地方情報共有プラットフォームを完成し、全国知的財産権侵害模倣物品データバンクを構築した。また、業界組織による「権利侵害模倣物品検査鑑定センター管理弁法」、「権利侵害模倣物品鑑別方法」などの管理規範の作成を指導し、権利侵害模倣関連の行政処罰情報の公開を推進し、長江デルタ地域における権利侵害模倣摘発特別行動の連動メカニズムの確立を推進した。

(出典: 商務部公式サイト 2015年12月31日)

★★★3. 国家林業局、「知的財産権専門資金管理弁法」を発表★★★

このほど、国家林業局が「林業植物新品種と専利保護応用項目資金管理弁法」を発表し、知的財産権関連の資金管理に関する規定を明確にした。

同「弁法」によると、専門資金は、▽国家知的財産権戦略の実施、林業専利産業化の推進、林業知的財産権情報プラットフォーム・早期警戒メカニズムの整備など、林業知的財産権戦略の推進に関する支出、▽林業植物新品種・専利の保護、運用に関する法律法規の改正、改善、植物新品種保護リストの作成・公表など、知的財産権法律法規の整備に関する支出、▽行政法執行パイロット事業、行政法執行活動会議や、普及啓発、人材育成、能力構築など、新品種保護関連の行政法執行活動に関する支出——にそれぞれ用いられる。

(出典: 国家知識産権網 2015年12月30日)

★★★4. 工商総局劉俊臣副局長、国際商標協会 CEO 一行らと会談★★★

1月13日、国家工商行政管理総局劉俊臣副局長が国際商標協会 (INTA) Etienne Sanz de Acedo 最高経営責任者 (CEO) 一行らと北京で会談した。劉副局長は、国家工商総局の職能と中国の商事制度改革、商標ブランド活動などを紹介した後、INTA との交流を強化し、中国の商標活動と中国ブランドの国際化を一段と促進したいと話した。

Etienne Sanz de Acedo 氏は、国家工商総局の商標などに関する取り組みと実績を高く評価した。また、INTA は中国との協力を非常に重視しており、現在は 236 の中国会員が加盟していることを紹介し、さらに、2016 年に中国・北京で INTA 事務所を設け、取締役会を開催することを明らかにした。INTA が欧米以外で取締役会を開催するのはこれが初めてという。

(出典: 工商総局公式サイト 2016 年 1 月 14 日)

★★★5. SIPO 何志敏副局長とノキア・テクノロジー社長が北京で会談★★★

1月8日、中国国家知識産権局 (SIPO) 何志敏副局長が北京で、ノキア・テクノロジーの Ramzi Haidamus 社長一行らと会談した。双方は、知的財産権運用、特許使用許諾、標準規格必須特許などの課題について踏み込んだ議論を行った。

何志敏副局長は、SIPO は一貫してユーザーと社会公衆に優れた知的財産権サービスを提供することを重視しており、今回の交流を通じて国内外ユーザーの需要をさらに理解し、知的財産権の創造・運用・保護・管理の各分野において企業により良いサービス、支援を提供したいと語った。

Ramzi Haidamus 氏は、中国の知的財産権事業が急成長しており、知的財産権の質も数も長足な進歩を遂げていると評価した後、中国の政府部門とのさらなる交流を行い、相互理解を深め、共同発展を促進したいと表明した。

(出典: 国家知識産権網 2016 年 1 月 13 日)

★★★6. 国家工商総局、電子商取引サイト監視システムを構築、百度と提携★★★

1月12日午後、中国のインターネット検索大手、百度と国家工商行政管理総局、北京市工商行政管理局が北京で記者会見を開き、「全国電子商取引サイト監視管理サービスシステム」研究プロジェクトについて三者が戦略的協力協定を締結したことを発表した。

国家工商行政管理総局甘霖副局長と北京工商局陳永局長、百度張亜勤総裁が戦略的協力協定に署名した。張亜勤総裁は、今回の戦略的協力により、インターネット環境の浄化とネット上の誠実信用促進において百度がまた一つ重要な一歩を踏み出したとの認識を示した。

協力協定によると、「全国電子商取引サイト監視管理サービスシステム」は、「工商行政管理垂直検索エンジン」をキーテクノロジーとし、「全国電子商取引サイト主体監視管理サービスシステム」と「全国電子商取引サイト客体 (商品・サービス) 監視管理サービスシステム」、「全国電子商取引サイト行為 (違法経営情報) 監視管理サービスシステム」の 3 部分からなる。

(出典: 工商総局公式サイト 2016 年 1 月 13 日)

★★★7. 国家知識産権局、知的財産権の故意侵害を信用情報に記録★★★

1月7日に北京で開かれた全国知識産権局局長会議において、国家知識産権局申長雨局長が、知的財産権の行政保護を厳格に実施し、社会信用システムの整備に積極的に参与し、知的財産権の故意侵害を企業、個人の信用情報システムに記録すると表明した。

申長雨局長は、今年の重点任務として、▽知的財産権行政法執行システムの整備推進、▽専利 (特許、実用新案、意匠) 行政法執行権利保護情報システムの整備加速、専利に関わる行政処罰事件の情報公開推進、▽社会信用システム整備への積極的な参与、知的財産権故意侵害行為を企業、個人の信用情報としての記録、▽電子商取引プラットフォームにおける知的財産権侵害行為への監視管理の強化——を説明した。

また、申局長は、知的財産権の保護を強化するためには、関連の立法作業を強化し、知的財産権保護支援ネットワークの整備を進めなければならないと強調した。

(出典: 中国知識産権資訊網 2016 年 1 月 11 日)

★★★8. 工商総局劉俊臣副局長、イスラエル経済省事務次官ら一行と会談★★★

1 月 6 日、国家工商行政管理総局劉俊臣副局長が北京で、中国訪問中のイスラエル経済省アミット・ラング事務次官ら一行と会談した。劉副局長は、国家工商行政管理総局の職能や中国の商事制度改革、独占対策、商標ブランド業務などを紹介した後、双方が交流を一段と深め、協力分野を拡大し、中国・イスラエルの関係発展を実務的な面で推し進めようと期待を示した。

アミット・ラング事務次官は、国家工商行政管理総局との協力強化を希望すると表明した。同氏は、中国の商事制度改革と商標保護の強化に関する取組を高く評価し、イスラエルがこの分野で進めている改革を紹介した。また、中国の改革措置により、中国投資に興味があるますます多くのイスラエル企業が誘致されるだろうと強調した。

(出典: 工商総局公式サイト 2016 年 1 月 7 日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 四川省、知的財産権運営基金を設立、総規模 7 億元★★★

北京で 10 億元規模の知的財産権運営基金が発足したのに続き、四川省知識産権運営基金がこのほど設立された。財政部と国家知識産権局が認可した 10 の知的財産権運営資金の中で、2 番目となる。

同運営資金は、四川省と成都・徳陽・綿陽の 3 市、知的財産権優位企業、サービス機構、投資機構の複数社による「1+3+N」の形で募集された。総規模は 7 億元、第 1 期として 2.8 億元の資金が集められた。「四川省省級産業発展投資引導基金管理弁法」に基づいて運営され、主に直接投資の方法で、成都・徳陽・綿陽 3 市の知的財産権優位企業、価値の高いパテントプールの育成・運営、特許に関わる国際標準の策定、産業知的財産権連盟の設立、コア技術に関わる特許の産業化などを対象に支援を行う。

(出典: 中国知識産権資訊網 2016 年 1 月 6 日)

★★★2. 東北地区初の国家知的財産権戦略実施研究基地、遼寧省に設立★★★

このほど、大連理工大学が国家知識産権局の審査を通過し、国家知的財産権戦略実施研究基地を設立した。東北地区初の国家知的財産権戦略実施研究基地で、国内では 6 番目に設立された国家知的財産権戦略実施研究基地となる。

国家知識産権局が研究基地の建設を指導し、遼寧省知識産権局が研究基地の管理に協力し、大連理工大学の人文と社会科学部が具体的な管理と研究活動を担当する。研究基地は、国家、地域、産業の各レベルの知的財産権戦略の研究を行い、国際知的財産権発展の動きの研究を強化することで、高水準で国際的に影響力を持つ知的財産権戦略研究のプラットフォームを目指し、政府による知的財産権戦略・政策の策定に重要な支援を行う。また、大連理工大学に同研究基地が設立されたことにより、人材などの面で遼寧省の知的財産権発展を大いに推進することが期待される。

(出典: 国家知識産権網 2016 年 1 月 6 日)

★★★3. 天津、国家自主的イノベーションモデルエリアの知的財産権活動を推進★★★

12 月 30 日、天津市知識産権局と天津滨海ハイテク産業区管理委員会が、知的財産権活動の推進による自主的イノベーション能力の向上に関する協力協定を締結した。双方は、天津国家自主的イノベーションモデルエリアの中心部である滨海ハイテク産業区において、国家知的財産権モデルパークと国家特許パイロット産業試験エリアを共同で建設し、ハイテク産業区の知的財産権に関する総合力、支援力を向上させることで合意した。

協力協定によると、天津市知識産権局と天津滨海ハイテク産業区管理委員会は、▽整備された知的財産権保護体制の確立、▽ハイテク産業区における知的財産権運営の促進、▽知的財産権サービス分野の有力企業の誘致、▽市民発明創造大会の開催——などで協力を展開することとしている。

(出典: 国家知識産権戦略網 2016 年 1 月 5 日)

★★★4. 寧夏で知的財産権部門合同会議制度を確立★★★

寧夏知識産権局の働きかけにより確立された、寧夏自治区知的財産権戦略実施活動部門合同会議制度がこのほど正式に施行された。25 の知的財産権関連部門が加盟する。それぞれの職責を明確にしたうえ、半年ごとに 1、2 回会合を開催し、自治区の知的財産権戦略の実施における重大課題について協議を行い、関連の重要施策を研究するほか、政府部門に対して提案、指導、督促、検査を行う。

自治区全体の知的財産権事業を統合し、重大な知的財産権事項の解決で歩調を揃えて、知的財産権戦略の実施に関する効果的な施策、方法を研究、模索し、関連部門の提携を促すことが狙いである。これにより、寧夏自治区で知的財産権に関する議事機関がない歴史にピリオドが打たれた。

(出典: 国家知識産権戦略網 2016 年 1 月 5 日)

★★★5. 北京知識産権局と財政局、重点産業知的財産権運営基金を設立★★★

12 月 31 日、北京市重点産業知的財産権運営基金が設立された。政府系資金 9500 万元と重点産業企業、知的財産権サービス機構、投資機構による資金 3 億 500 万元が含まれる 4 億元規模で、存続期間は 10 年。将来は 10 億元規模に達する見通し。

北京市知識産権局と北京市財政局は今年 6 月に、財政部と国家知識産権局が共同発布した「市場化手段による知的財産権運営サービス促進活動の強化に関する通達」に基づき、同基金設立に向け準備を開始した。「政府指導、社会参与、市場化運行」という方針の下で、資本とプロジェクトとの突き合せを実現し、重点産業においてコアとなる知的財産権を有する企業の市場競争力を向上させ、イノベーションの活力と効率を促すことが狙いである。

第 1 期の重点投資分野として、モバイルインターネットとバイオ医薬産業が挙げられている。コア技術に関する特許や価値の高い特許を有し、市場の見通しが明るく、高成長が見込める企業を対象に支援を行う。

(出典: 中国知識産権資訊網 2016 年 1 月 4 日)

★★★6. 湖北省知識産権局と省科技情報研究院、知的財産権活動で協力強化★★★

1 月 11 日、湖北省科技情報研究院徐柏安院長が省知識産権局を訪れ、双方による知的財産権活動の協力強化について張彦林局長と意見を交わした。張彦林局長は省知識産権局の活動状況と国の知的財産権関連政策を紹介し、徐柏安院長は情報研究院の活動状況と同研究院で構築中の科学技術情報システムの進捗を説明した。

双方はシンポジウムにおいて、特許などの知的財産権は科学技術成果を守るための重要な担体であり、情報システム構築により特許などの転化、応用が一層促進されるとの認識で一致した。さらに、▽2016~2020 年の「第 13 期五カ年計画」作成に合わせて知的財産権を中心とする戦略計画の作成、▽情報研究院の優位性を生かした地域経済発展の支援、主要産業の核心競争力の向上促進、▽産業・大学・研究機関・金融機関間の協力強化と特許技術の転化促進、▽知的財産権の普及啓発と人材育成の強化、▽企業との提携を視野に入れた改革のさらなる推進、イノベーションの強化——などの分野において協力事業を展開することに合意した。

(出典: 国家知識産権網 2016 年 1 月 13 日)

★★★7. 北京・天津・河北、技術移転協同イノベーション連盟を設立★★★

国の科学技術部たいまつセンターと北京市科学委員会、天津市科学委員会、河北省科学技術庁が提唱し、次世代情報技術や新材料などの戦略的産業と知的財産権、投融資などのサービス分野からの 102 のメンバーが加盟した、「北京・天津・河北技術移転協同イノベーション連盟」がこのほど発足した。

同連盟は、非政府、非営利、開放的、中立的な組織として、情報と資源の共有、市場の共同開拓を方針に、北京・天津・河北のイノベーション資源を統合し、人材や知識、技術、資本、サービスなどのイノベーション要素の地域を跨ぐ流動と突合せを促すことを目指す。

北京、天津、河北では現在、各種技術移転機関 200 社以上を抱えている。この中で、国家技術移転モデル機関が 83 社で、全国の 18.2%を占める。

(出典: 中国知識産権资讯网 2016 年 1 月 12 日)

★★★8. 広西知識産権局、新製品新技術交易会で法執行活動を実施★★★

1 月 8 日～14 日、第 25 回広西新技術新製品交流交易会が南寧市で開催された。広西チワン族自治区知識産権局と中国(広西)知的財産権保護支援センターが現場に担当官を派遣し、特許などに関する法執行活動を実施した。

法執行担当官は展示会において、約 600 点の商品を抽出して検査を行った。この中で、特許などに関わった商品は 120 点を超え、標識に不正があったものは 6 点あった。このほか、広西知的財産権保護支援センターからのボランティアが現場において、講座やパンフレット配布などを通じて出展企業、一般市民に特許などに関する知識の普及啓発を行った。

広西自治区は近年、知的財産権保護活動を推進し、展示会における特許権などの侵害行為の摘発に取り組んでいる。昨年、自治区知識産権局は出展商品 6500 点を検査し、100 件以上の標識違反行為を是正し、特許などに関わった事件 10 数件を処理した。

(出典: 国家知識産権網 2016 年 1 月 12 日)

★★★9. 江蘇省、「商標ブランド発展指数」を発表、蘇州市がトップ★★★

1 月 11 日、江蘇省工商局が「江蘇省発布区域商標ブランド発展指数報告」を発表した。江蘇省の 13 都市における 2014 年の商標ブランド発展状況に関するデータを収集して、商標ブランド発展指数を算出、分析したものである。この中で、蘇州、南京、無錫、南通の 4 都市がトップ 4 で、全体的に見れば、江蘇省の商標ブランドは良好な発展状況を見せている。一方、泰州、塩城、宿遷のブランド経済発展が遅れており、地域間に大きな格差があるとも指摘されている。

省工商局商標処張伝博副処長によると、同指数は南京理工大学知的財産権学院が研究開発を担当している。ブランドへの政策支援、ブランド発展の効果、ブランド保護の度合い、社会協同の効果、ブランド発展の潜在力の 5 つの 1 級指標と、ブランド発展経費投入や国内における登録商標件数、中国馳名商標件数などの 30 の 2 級指標が含まれる。

(出典: 中国知識産権资讯网 2016 年 1 月 12 日)

★★★10. 貴州、専利保護を強化、昨年は 1346 件を摘発★★★

2015 年、貴州省は専利(特許、実用新案、意匠)関連事件 1346 件を摘発し、摘発件数は前年より 74.4%増加し、全国では 8 番目に多かった。この中で、専利詐称事件は同 76.9%増の 1300 件、全国 5 位、専利侵害紛争事件は同 24.3%増の 46 件となっている。専利関連事件の総摘発件数は過去最高を更新し、知的財産権保護の度合いは絶えず強化されている。

昨年、貴州省は、中国共産党の第 18 期第 3 回全体会議で打ち出された「知的財産権の運用・保護の強化」という方針に基づき、知的財産権制度の厳格な実施に向け、▽知的財産権保護の「護衛」特別行動の実施、▽専利法執行活動に対する評価の強化、▽法執行担当官の研修、訓練の強化、▽専利法執行制度の整備推進、▽監視、指導制度の確立、▽定期報告制度の導入、▽事件関連資料に対する検査業務の強化、▽普及啓発の強化——の 8 つの施策を講じて、省全体における専利保護活動を推進した。

(出典: 国家知識産権網 2016 年 1 月 8 日)

○ 司法関連の動き

★★★1. 江西、省内初の知的財産権仲裁機構の設立を認可★★★

12月29日、江西省版權局と江西省司法庁、南昌市政府の推進、支援を受けて、江西省出版工作者協会と江西省弁護士協会知的財産権専門委員会が発起した省内初の知的財産権仲裁機構である南昌仲裁委員会知的財産権仲裁センターは設立が認可された。中部地区初の知的財産権仲裁機構でもあり、全国では5番目となる。これにより、江西省の知的財産権保護システムは国際化、多次元化、専門化に向け一段と邁進した。

南昌仲裁委員会知的財産権仲裁センターは2016年1月に正式に発足する。知的財産権、特に著作権に関する紛争の処理を担当し、江西省企業などの著作権、特許権、商標権、ノウハウの保護と不正競争の抑制に取り組む。

(出典:江西省政府公式サイト 2016年1月5日)

★★★2. 最高検、知的財産権保護のさらなる重視を強調★★★

最高人民検察院(最高検)はこのほど、党組会議を招集し、中央経済活動会議と中央都市活動会議の精神を徹底するための措置を検討した。会議で、大局発展へのサービス活動の中心業務にイノベーション、発展の保障活動を位置付け、財産権や知的財産権の保護をさらに重視し、新しい生産力を法に則って保護するよう強調した。

会議では、知的財産権侵害・模倣品劣悪商品製造販売に係る犯罪の取り締まりを推進し、ビッグデータの時代における知的財産権侵害の新型犯罪を研究し、知的財産権侵害に関する行政法執行・刑事司法との突合せ体制の整備を推進し、イノベーション分野の新状況、新課題を慎重に研究、処理し、イノベーションによる発展駆動戦略の徹底を保障することが求められている。

(出典:中国知識産権资讯网 2016年1月4日)

★★★3. 大連市法院、昨年に模倣品・知的財産権侵害事件 116 件を受理★★★

1月11日、大連市中級人民法院が記者会見を開き、模倣品製造販売と知的財産権侵害に関連する犯罪の摘発状況を説明した。昨年、大連市の各法院は模倣品製造販売と知的財産権侵害に関連する事件 116 件を受理し、106 件を結審した。結審件数は 2014 年より 241.9%と大幅に増加した。

模倣品製造販売関連事件が 2014 年より 226.67%増加し、知的財産権侵害関連事件が 7 倍も増加したという。この中で容疑者 138 人に有罪判決が言い渡され、2014 年の 48 人より 187.5%増加した。模倣品製造販売関連事件に食品、薬品に関するものが 80.96%、知的財産権侵害関連事件に商標権、著作権に関するものが 90.91%をそれぞれ占める。

市中級人民法院馬振海副院長は記者会見の席上で、同法院は公安、検察、行政機関との協調、協力を強化し、模倣品製造販売と知的財産権侵害に関連する犯罪を引き続き厳重に取り締まっていく方針であると表明した。

(出典:中国打撃侵權工作網 2016年1月12日)

★★★4. 最高人民法院、安徽省による知的財産権・渉外商事事件集中管轄改革を認可★★★

最高人民法院は、知的財産権と渉外商事事件の集中管轄に関する改革を1月1日より安徽省の法院で開始することを認可した。安徽省高級人民法院関係者が明らかにした。専利(特許、実用新案、意匠)民事事件と渉外商事事件について行政区画をまたぐ管轄制度を実施するのは全国で初めてという。

安徽省では現在、第一審の専利民事事件管轄権を有するのは安徽省高級人民法院と合肥市中級人民法院、蕪湖市中級人民法院。改革では主に管轄範囲が調整される。一方、渉外商事事件では、合肥、蕪湖、蚌埠の中級人民法院が訴額 500 万元~5000 万元の第一審事件を管轄し、それぞれの下部裁判所で訴額 500 万元以下の第一審事件を管轄するように改革される。

安徽省高級人民法院民事第三法廷許徽法廷長は、行政区画をまたぐ管轄制度の導入により、地方保護主義の影響を避けることができるほか、司法基準の統一や裁判効率の向上にもつながるだろうと説明している。

(出典:国家知識産権戦略網 2016年1月12日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 雲南省、信用制約の連動に関する新しいメカニズム構築を推進★★★

雲南省工商局は、厳重な監視管理の実現を目指し、市場主体に関する信用システムの整備と、部門間の情報共有・信用制約連動に関する新しいメカニズムの構築に取り組んでいる。

同局は、省高級法院、質量監督局、商務庁を含む関連部門と共同懲戒体制の導入について協議を進めており、当面は関連部門との情報交換を始めている。12月1日に運用開始された信用喪失被執行者の情報共有・交換システムにより、12月18日までに計164人の企業登録が制限された。

整備中の部門間共同懲戒体制により、信用監視管理は事中、事後の監視管理活動での役目をますます果たすようになってきている。11月30日までに雲南省の経営異常リストに企業5752社が載せられているが、積極的に信用の回復を申請する市場主体が増えている。

(出典:工商総局公式サイト 2015年12月31日)

★★★2. 「剣網 2015」特別行動で113サイトを閉鎖、ネット環境が一層改善★★★

インターネット上の著作権侵害、海賊版を摘発する「剣網 2015」特別行動において、全国各地の行政機関が違法事件383件を摘発し、113の違法サイトを閉鎖させ、事件に関わった金額が3845万元に上り、総額450万元の過料を科した。この中で、司法機関に59件が移送された。このほど広西チワン族自治区南寧市で開かれた「剣網 2015」活動総括大会で明らかになった。

今年6月から11月にかけて、国家版權局と国家インターネット情報弁公室、工業・情報化部、公安部が「剣網 2015」特別行動を共同で実施した。これまで実施してきた10回の「剣網」特別行動の成果を踏まえ、今年の特別行動は法執行を一層強化し、より目覚しい成果を収めた。

(出典:中国知識産権资讯网 2015年12月31日)

★★★3. 中国商業連合会: インターネットが権利侵害の深刻な分野★★★

1月7日、中国商業連合会が「2016年中国商業10大ホットな課題」を発表し、インターネット分野における模倣品製造販売などの違反、犯罪行為が際立っており、知的財産権侵害の深刻な分野になっていると指摘した。

統計によると、昨年1～10月、インターネット上の実物商品の小売額は2兆4454億元に達し、社会全体の10%を占め、消費財小売総額の成長への寄与率が25.9%であった。一方、インターネットは知的財産権侵害が多発する分野でもある。国家工商総局の調査では、2014年、ネット通販における正規品の比率はたった58.7%で、全国の工商部門が受理したネット通販関連苦情は前年比356.6%増の7.78万件に達し、消費者保護協会が受理した通販関連苦情の中に9割以上がネット通販で、インターネットは知的財産権侵害が深刻な分野になっていることがうかがえる。

(出典:工商総局公式サイト 2016年1月11日)

○ 統計関連

★★★1. 著作権産業の国民経済貢献率が7.27%＝新聞出版研究院報告書★★★

12月30日、中国新聞出版研究院が「2013年中国著作権産業経済貢献調査研究報告」を発表した。2013年、中国の著作権産業の付加価値が4兆2725億9300万元で、前年より20%増加し、国民経済への寄与率が7.27%に達し、前年比32%増の1643万8100人の雇用を創出した。商品輸出額は2912億3400万米ドル、前年に比べてやや減少した。

報告書によると、2013年の核心著作権産業の付加価値が2兆5325億8300万元で、著作権産業全体の59%を占め、2012年より4727億6400万元、23%増加した。この中で、ソフトウェア・データベース、新聞出版、設計、放送・映画・テレビなどの主要著作権産業が勢いよく発展し、最も速い成長を遂げている。

(出典:中国知識産権资讯网 2016年1月6日)

★★★2. 昨年の研究開発費が1兆4300億元、5年間で倍増★★★

中国の昨年の研究開発費が1兆4300億元に達し、2010年の2倍になる見通し。1月11日、北京で開かれた全国科学技術活動会議で、国家科学技術部万鋼部長が明らかにした。企業による研究開発費は77%を超え、国民経済への科学技術の貢献率は2010年より4.2ポイント増の55.1%に達し、技術取引総額は9835億元に達する見通しである。

万部長はまた、中国の科学技術の全体水準は量の増加から質の向上に変化しつつあり、追い上げ中心から追い上げ、並走、リードが共存する新たな段階に入ったと指摘している。中国の国際科学技術論文は世界に占める割合が9.9%から20.2%に上昇し、被引用回数が2010年の世界8位から4位に浮上した。昨年の内国特許出願件数は263万9000件、世界1位、登録件数は159万、世界2位となっている。国家イノベーション能力ランキングでは2010年の21位から18位に浮上することが見込まれる。

(出典: 中国政府網 2016年1月12日)

【バックナンバー等の閲覧】

中国の知財関連情報全般、関係法規、本ニュースレターのバックナンバー等をご覧になりたい方は、弊部ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved